交通災害共済が変わります!

～平成17年度交通災害共済加入者募集～

３月22日の合併に伴い、交通災害共済制度が変わります。大きな変更点は次のとおりです。詳しいことは、各自治会の婦人会支部長さん(婦人会の結成されていない地区は自治会長さん)から配付されますパンフレット付加入申込書をご覧下さい。

交通事故は、いつわが身にふりかかってくるか分かりません。そのような時、お互いに助け合うのが交通災害共済制度です。これまで加入されていた方も、まだ加入されたことのない方も家族そろって加入されますようお勧めします。

	新「長門市」	油谷町
取扱機関	全労済山口県本部	山口県町村会
加入資格	・市内にお住まいの方とその家族 ・市内の事業所等にお勤めの方とその家族 ※学生については市外在住の方でも加入可能	・油谷町の住民基本台帳に記載されている人 ・油谷町の住民基本台帳に外国人登録をされている人
共済掛金	１人につき年額520円 ※途中加入の場合は1ヵ月45円の月割計算	１人につき年額500円(中学生以下、70歳以上の方は１人300円) ※途中加入の場合も掛金は同額
共済金額	・入院は共済期間中に事故の日から180日以内の入院開始を対象とする ・通院は共済期間中に事故の日から180日以内の下記の場合を対象とする ①実通院日 ②以下のア～ウのすべての条件を満たす非通院期間 ア．傷病名が「骨折・脱臼又は筋・腱・靭帯断裂」であること イ．傷病部位が、手指・足指以外であること ウ．ギブスなどの固定具を装着していること ※共済期間内の交通事故で、なおかつ共済期間中の死亡・入院・通院が給付対象となる ・ハイヤー・タクシー運転中の事故は、入院共済金について１日250円となる（通院共済金は支払われない） 死亡 交通死亡事故 1,000,000円 入院 1日につき(180日限度) 1,000円 通院 10日以内 7,000円 通院 11日以上 9,000円 通院 21日以上 12,000円 通院 31日以上より10日増すごとに5,000円を加算（最高91日以上で47,000円）	・災害の程度により見舞金を支給 ◎通院治療期間の算定方法 ●通院が継続している場合…全日数 限度―骨折による治療…10日に１度の通院 ―一般の障害による治療…７日に１度の通院 ●通院が継続していない場合 骨折による治療…実日数×５ 一般の障害による治療…実日数×３ 上記取扱以外に、医師が就労（就学等）不能証明をした期間については全日数通院とみなす ※リハビリテーションのみの入・通院は見舞金日数算定の対象とならない **平成16年度までに油谷町交通災害共済に加入されていた方へ** 「油谷町交通災害共済」に加入されていた方は、平成17年４月１日以降になっても、交通事故により災害を受けた日から２年間は見舞金を請求することができます。

申込方法■受付は３月１日から行います。申込書に加入される方の名前を記入され、掛金を添えて、各自治会の婦人会支部長(婦人会の結成されていない地区は自治会長)まで提出してください。また３月21日までは各自治会の婦人会支部長(婦人会の結成されていない地区は自治会長)へ、3月22日以降は、直接長門市役所総務課または各総合支所総務課・各出張所へ提出してください。

問合せ先■役場総務課庶務係☎32―1111内線215（３月22日からは長門市役所本庁総務課地域安全係または各総合支所総務課総務係・各出張所）